

6. バリアフリーの実現に向けて

(1) 整備の基本的な考え方

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備については、基本理念、基本方針を踏まえるとともに、本地区の実情に応じた整備を行います。

なお、バリアフリー整備に当たっては、施設ごとの移動等円滑化基準を基本とした整備・改善はもとより、関連するガイドラインや利用者からの提案事項などを踏まえた、より質の高いバリアフリー化を目指します。

また、各施設の管理者をはじめ、関係者相互の連携を図ります。

(2) 特定事業の概要

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもので、基本構想制度における主要な取組のことです。その内容や実施時期については、基本構想策定後に各事業実施者が定めます。

特定事業の類型は、「公共交通特定事業」・「道路特定事業」・「交通安全特定事業」・「建築物特定事業」・「都市公園特定事業」など施設整備（ハード面）を中心とした事業が位置づけられていました。また、令和2年（2020年）5月には、「高齢者・障がいのある人等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、歩道の段差や勾配の改善等の施設整備だけでなく、高齢者や障がいのある人等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参画に積極的に協力する姿勢が重要である」という考えのもと、改正バリアフリー法が一部改正され、「心のバリアフリー」を推進するための「教育啓発特定事業」が創設されました。

本地区の重点整備地区における特定事業を、以下のように設定します。

【ハード面でのバリアフリー】

- ・公共交通特定事業
- ・道路特定事業
- ・交通安全特定事業
- ・建築物特定事業
- ・都市公園特定事業



【ソフト面でのバリアフリー】

教育啓発特定事業

- ・教育啓発活動（高齢者や障がいのある人への理解促進）
- ・福祉（心のバリアフリー）教育の推進 など

(3) 実施目標

重点整備地区において取り組む特定事業の目標とする実施時期については、財政状況や工事施工の難易度などを考慮しながら、以下のとおり定めるものとします。

なお、財政状況や社会情勢の変化などから、実施時期が前後することがあります。

実施時期	目標
短期	おおむね5年以内（令和3年度～令和7年度）
長期	おおむね5年以上（令和7年度以降）

(4) 実施すべき特定事業

1) 公共交通特定事業

鉄道駅におけるバリアフリー設備（エレベーターやエスカレーターなど）の整備、これに伴う駅舎の改良、車両のバリアフリー化を推進します。

① J R 芦屋駅

整備内容	実施時期		事業主体
	短期	長期	
経路	●		J R 西日本
ホーム		●	
設備	●		

※駅舎改良工事により、一体的にバリアフリー化の整備に取り組みます。

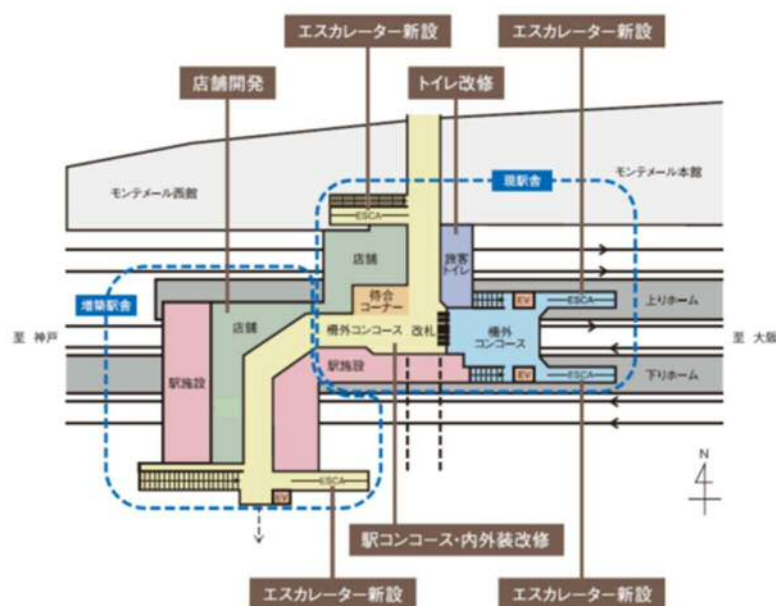


図 6-1 : 駅舎改良工事 計画概要

②バス

整備内容		実施時期		事業主体
		短期	長期	
車両	低床車両の導入	継続		阪急バス 芦屋市
停留所	ベンチ及び上屋の設置		●	

2) 道路特定事業

道路におけるバリアフリー化のための工作物の設置（視覚障がい者誘導用ブロックの設置等）や、バリアフリー化のために必要な道路の改良（歩道の拡幅や舗装の改良等）などについて、取組を進めます。

整備内容			実施時期		事業主体
			短期	長期	
A	国道 2 号	視覚障がい者誘導用ブロックの設置		●	国土交通省
B		歩道と車道の段差解消など、おおむね実施済みであり、今後も適切な維持管理を行います。	継続		
C	芦屋停車場線	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員の拡幅 舗装などの改良 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 	●		兵庫県
D	芦屋停車場線	視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	●		
E	市道 358 号線	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 歩道と車道の段差解消 	●		芦屋市
F	市道 184 号線	<ul style="list-style-type: none"> 歩道と車道の段差解消 舗装などの改良 グレーチングの改良 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 		●	
G	市道 354 号線	<ul style="list-style-type: none"> グレーチングの改良 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 		●	
H	市道 359 号線	<ul style="list-style-type: none"> グレーチングの改良 勾配の改良 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 		●	
I	市道 216 号線	視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	●		
J	市道 210 号線	視覚障がい者誘導用ブロックの設置		●	
K	市道 185 号線	<ul style="list-style-type: none"> 舗装などの改良 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 		●	

整備内容			実施時期		事業主体
			短期	長期	
L	市道 338-1 号線	視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		●	芦屋市
M	ペDESTリアン デッキ (駅北側)	視覚障がい者誘導用ブロックの改良		●	
N	ロータリー (駅北側)	・有効幅員の拡幅 ・視覚障がい者誘導用ブロックの改良		●	

※Aについては、J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業等の実施と併せて整備予定です。

※有効幅員の拡幅や勾配の改良については、道路占有物の移設や集約、隣接地の協力などの課題解決に向けた協議に適宜取り組むとともに、実現可能な改善策についても検討します。

3) 交通安全特定事業

生活関連経路を構成する道路における信号機の設置や、違法駐車行為の防止などについての取組を進めます。

整備内容		実施時期		事業主体
		短期	長期	
信号機	バリアフリー対応型信号機への変更・設置		●	公安委員会
その他	違法駐車取締まり強化	継続		

4) 建築物特定事業

建築物のバリアフリー化に関する取組を進めます。

整備内容		実施時期		事業主体
		短期	長期	
大原集会所	バリアフリー化された施設を今後も適切に維持管理するとともに、より細やかなバリアフリー整備に取り組めます。	継続		芦屋市 芦屋市 教育委員会
上宮川文化センター				
公民館				
芦屋市民センター (市民会館) ルナホール				
旧宮塚町住宅	建物が外観上の制約を受ける国登録有形文化財のため、基本的には接遇等でのソフト対応とする。		●	

※改修の際には、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく「チェック&アドバイス制度」を引き続き活用するなど利用者目線での改善を行います。

整備内容		実施時期		事業主体
		短期	長期	
ラポルテ	バリアフリー化された施設を今後も適切に維持管理するとともに、より細やかなバリアフリー整備に取り組みます。	継続		各施設 管理者
ラリーブ				
ホテル竹園				
モンテメール				
ラ・モール芦屋				
芦屋セントマリア クリニック				
宮塚郵便局				

※既存の建築物のため、一部の設備等においては、バリアフリー対応が困難な箇所がありますが、実現可能な取組や改善策について引き続き検討します。

5) 都市公園特定事業

都市公園のバリアフリー化に関する取組を進めます。

整備内容		実施時期		事業主体
		短期	長期	
上宮川公園	入口の段差解消	●		芦屋市
宮塚公園	視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	●		

6) 教育啓発特定事業

バリアフリーに関する理解を深めるとともに、障がい理解や福祉教育を進めることで、高齢者や障がいのある人をはじめとした周囲の人に対する思いやりの心を行動につなげるための取組を進めます。

事業内容	実施時期	事業主体
<ul style="list-style-type: none"> 福祉（心のバリアフリー）教育の実施 高齢者・障がいのある人等への理解に関する研修の実施 人権研修の実施 バリアフリー情報の提供 市広報紙やホームページなどにおける多言語化の実施 バリアフリーマップの作成 兵庫ゆずりあい駐車場制度やヘルプマークの普及に関する周知・啓発 など 	継続	芦屋市 芦屋市 教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がいのある人等に対する接遇研修等の実施 サービス介助士資格の取得支援 	継続	J R西日本 阪急バス

事業内容	実施時期	事業主体
交通安全教育の実施	継続	公安委員会 芦屋市
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人等に対する接遇研修の実施 ・障がい理解に関する研修 ・人権研修等の実施 	継続	ホテル竹園 宮塚郵便局

7) 市街地再開発事業に関連する特定事業

事業の実施により、一体的にバリアフリー化に関する取組を進めます。

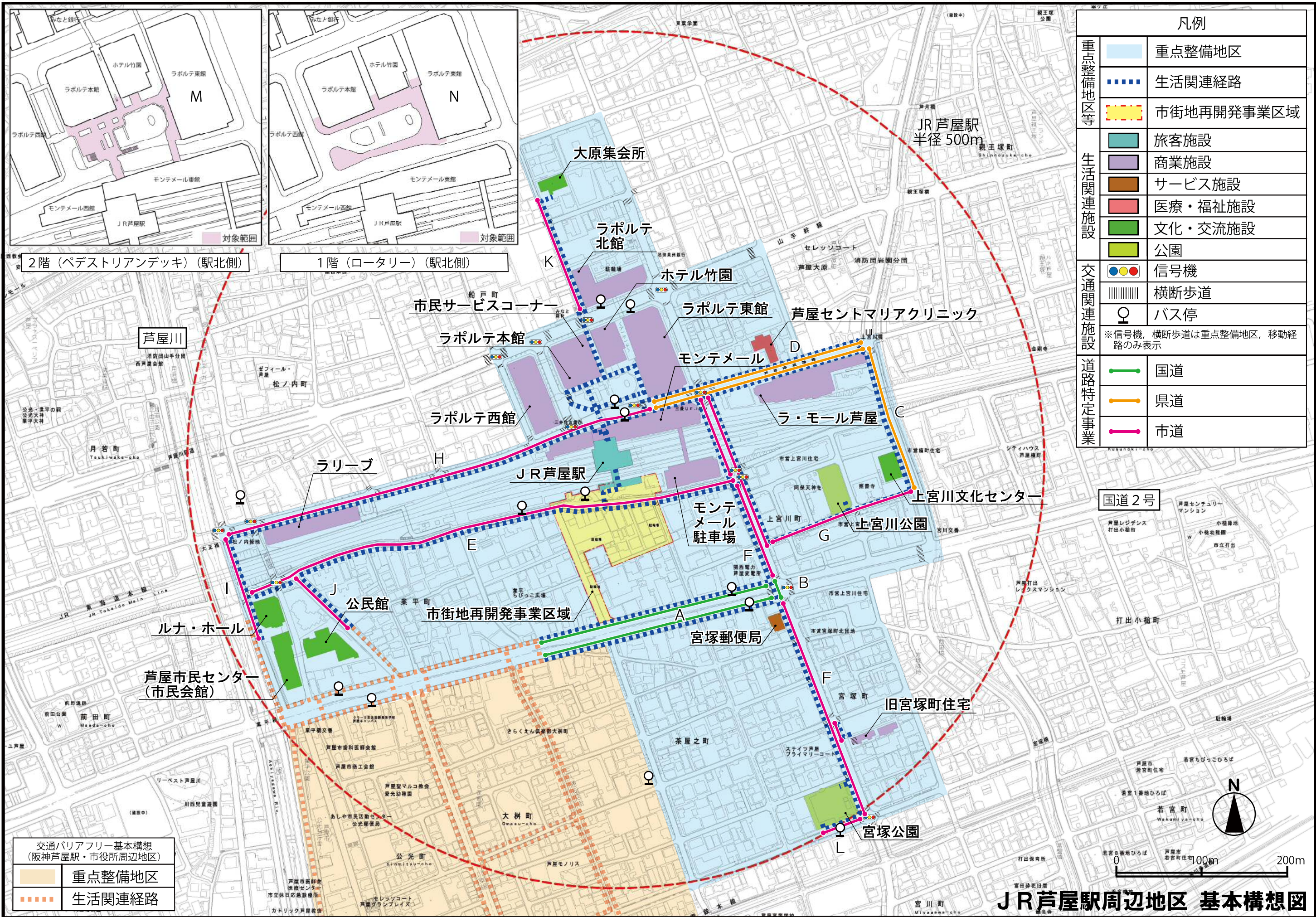
なお、実施にあたっては、ユニバーサルデザインの考えのもと安全・安心、快適な環境整備を図ります。

事業	主な事業内容		実施時期	事業主体
公共交通 特定事業	バス乗降場	ベンチ，上屋，案内板の設置	市街地再 開発事業 施行期間 (令和8年度 完了予定)	芦屋市
道路 特定事業	駅前線	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の拡幅，歩道の設置 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 		
	交通広場	<ul style="list-style-type: none"> ・バス，タクシー，一般車用の乗降場を整備 ・障がい者用駐車区画の設置 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 		
	ペDESTリアンデッキ	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置 ・エスカレーターの設置 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 		
	自転車 駐車場	放置自転車の防止・利便性向上のため 駅周辺の自転車駐車場の集約整備		
建築物 特定事業	再開発ビル (商業施設・ 公益施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置 ・エスカレーターの設置 ・多目的トイレの設置 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 		

※主要な場所には、「わかりやすい案内表示板」等を設置予定です。



図 6-2 : J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業 計画平面図



凡例	
重点整備地区等	重点整備地区
	生活関連経路
	市街地再開発事業区域
生活関連施設	旅客施設
	商業施設
	サービス施設
	医療・福祉施設
	文化・交流施設
	公園
交通関連施設	信号機
	横断歩道
	バス停
	※信号機、横断歩道は重点整備地区、移動経路のみ表示
道路特定事業	国道
	県道
	市道

2階 (ペDESTリアンデッキ) (駅北側) 1階 (ロータリー) (駅北側)

交通バリアフリー基本構想 (阪神芦屋駅・市役所周辺地区)	
重点整備地区	
生活関連経路	

JR 芦屋駅周辺地区 基本構想図

(5) 基本構想の推進に向けた取組

1) 段階的・継続的な取組に向けての体制の構築

本構想の推進に向けて、「市民・事業者・行政」が互いに協力し、適切な連携・協働のもと、当事者（高齢者・障がいのある人など）参加の上で、基本構想に位置づけられた事業の着実な実施、評価、改善を図り、段階的、継続的に協議を行います。

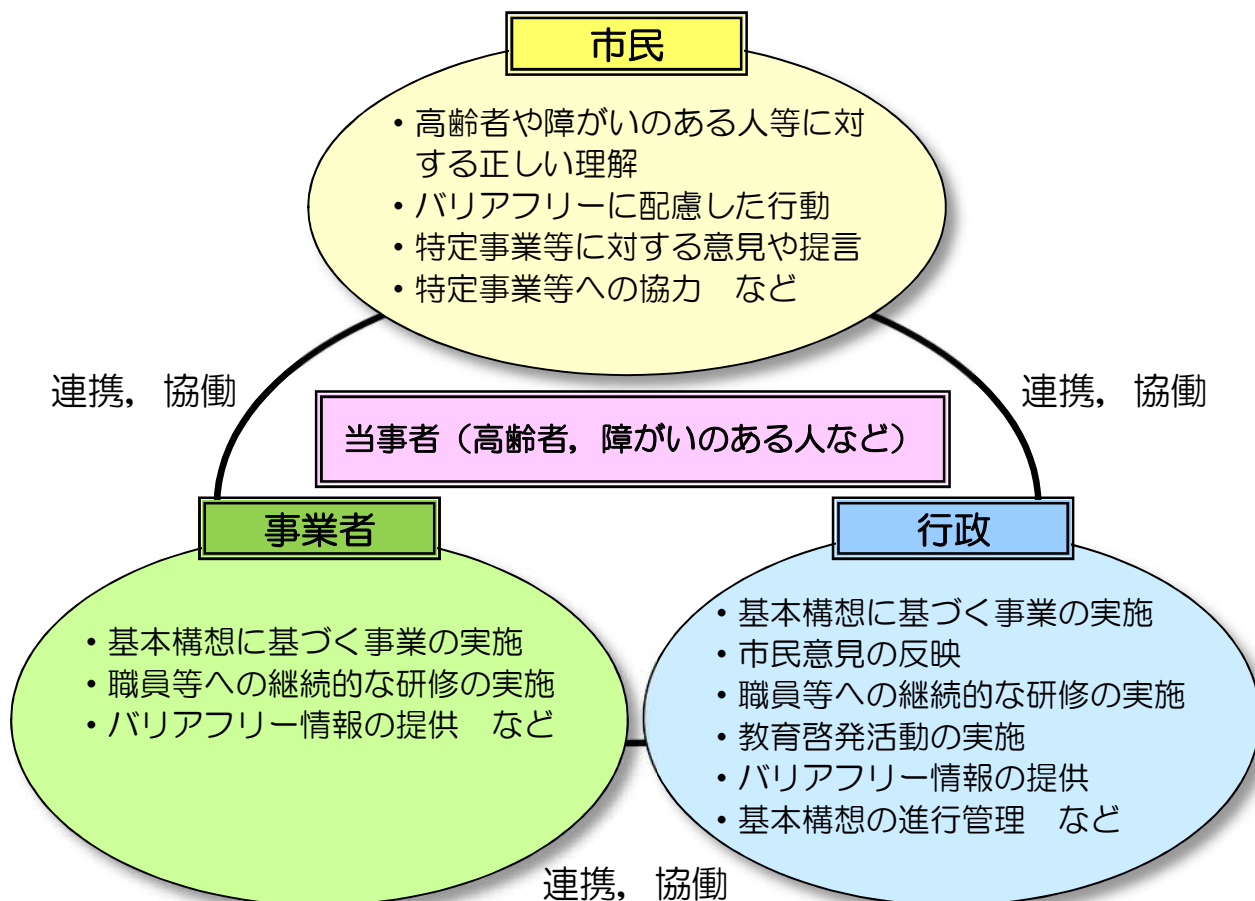


図 6-3 : 市民, 事業者, 行政の連携, 協働イメージ

2) スパイラルアップによる基本構想の推進

本基想を適切に進行管理していく過程においては、実施状況を踏まえながら基本構想を評価・見直ししていく、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の「PDCAサイクル」に基づき、段階的かつ継続的な改善を進めていきます。

また、バリアフリー化を取り巻く環境や条件は、日々変化していることから、将来的には社会経済状況や周辺状況等の変化などに柔軟に対応していけるよう、必要に応じて基本構想の見直しを行います。

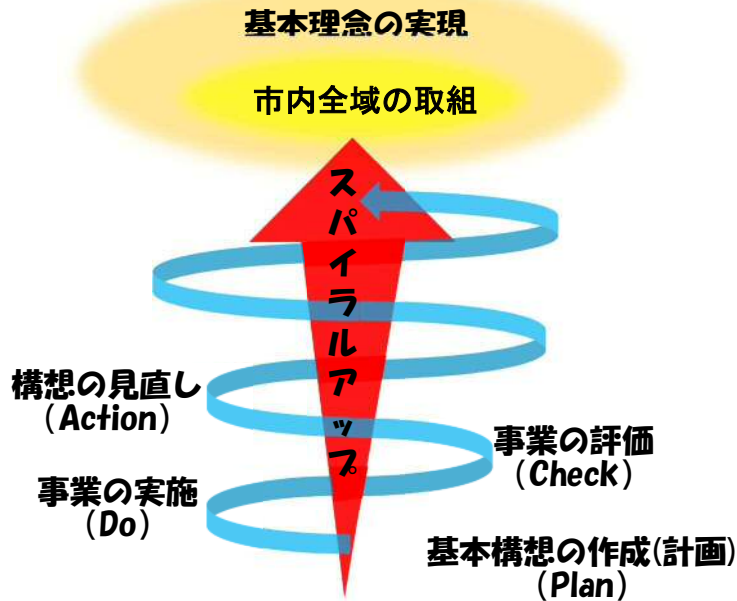


図 6-4 : スパイラルアップのPDCAサイクル

本構想の推進に関しては、その策定のために設けた「交通バリアフリー基本構想策定協議会」の委員を中心に新たな協議会組織を立ち上げ、特定事業の計画策定や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理を実施します。また、当該協議会の中では、長期的な検討を要する課題についても、実施可能な改善策を検討します。それに併せて、他施設での取組事例を紹介し、情報共有を図るなど、バリアフリー化に関する更なる改善への協力を求めるとともに継続的な取組を進めます。

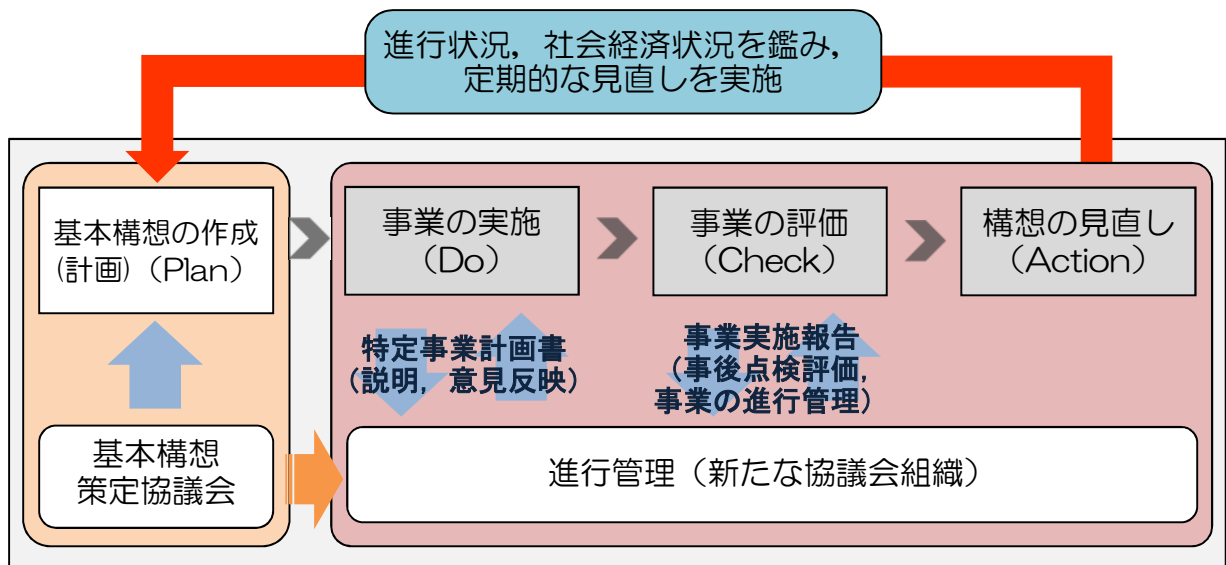


図 6-5 : 基本構想推進体制のイメージ

3) 基本理念の実現に向けた今後の取組

①バリアフリー施策の展開

本市では、平成19年4月に策定した基本構想において、阪神芦屋駅・市役所を中心にバリアフリー施策に取り組んできました。また、本構想ではJR芦屋駅周辺を中心に取り組むことにより、重点整備地区内において、一体的なバリアフリー化を図ることとしております。

また、長期的・全市的な視点におけるバリアフリー施策については、市全体の交通施策や上位関連計画などとも連携しながら、重点整備地区外においても、例えば鉄道駅から公共交通機関でアクセス可能な公共施設（病院や図書館など）やその経路のバリアフリー化などの検討を行います。

②本構想のスパイラルアップ

JR芦屋駅南地区における市街地再開発事業等の進捗に応じて、当該事業区域内の施設や道路を生活関連施設や生活関連経路に位置づけるなどにより、PDCAサイクルに基づいた本構想の段階的かつ継続的な改善を図ります。

③バリアフリー化の実現に向けた更なる取組

・公共交通特定事業

人口減少や少子高齢化等の進行が今後予想される中、バスや鉄道に加えて、地域で生活する市民にとってタクシーの重要性が高まると考えられます。

そのため、健康な方だけでなく、高齢者や車いす使用者、ベビーカー利用者、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシーである「ユニバーサルデザインタクシー」や車いす利用者など一般のタクシーの利用が困難な方を対象とした「福祉タクシー」の普及等に向けた取り組みについて、必要に応じた検討を進めます。

・建築物特定事業

既存の公共建築物のバリアフリー面での課題については、長期的・計画的な修繕や維持管理の中で実施可能なバリアフリー施策について検討します。

また、本構想に位置づけた民間の建築物においては、バリアフリー整備の必要性に関する理解やその協力を得るよう進めます。

・教育啓発特定事業

公安委員会をはじめとする各関係機関と協力し、交通安全教育の啓発普及と広報活動の強化を図るとともに、老人会や自治会などを通じて幼児から高齢者までの幅広い世代を対象とした交通安全教育や講習会などへの積極的な参加を促し、今後も市民の交通安全意識の醸成に努めます。

- ・災害時や緊急時等を想定した取組

災害時や緊急時においては、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが必要に応じて、避難施設や災害情報等についてアクセスできる環境を整備する必要があります。そのため、情報の提供体制や避難誘導の適切な実施等に取り組みます。

また、災害時や緊急時だけでなく、JR芦屋駅南地区における市街地再開発事業等では工事の進捗に応じて事前の情報提供やバリアフリー経路の確保などに取り組みます。

- ④持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組

SDGsは平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓っています。

本構想の実現に向けては、わが国におけるSDGsに関する取組を踏まえ、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なバリアフリーのまちづくりを進めていきます。